

# この資料は、次の自動車の説明資料です。



登録自動車  
(軽自動車以外の自動車)



オートバイ  
(排気量が251cc以上の  
小型二輪自動車)



オートバイ  
(排気量が126cc以上  
250cc以下の軽二輪自動車)

番号変更などのお手続きにはご申請が必要です。  
必要な書類などは、以下のサイトをご覧ください。

[自動車検査登録総合ポータルサイト | 国土交通省](#)

○ [番号変更](#)



○ [その他のお手続き](#)



※南信州ナンバーに変更が必要な場合など、ご注意いただきたい点は次のページからご案内しておりますのでご確認ください。

## 各種登録申請(届出)時の手続きについて

## 1-1 注意事項

- ・ 図柄入りナンバーおよび希望ナンバーの交付を希望される場合は、事前の予約が必要です。

※インターネットの場合

希望番号・図柄ナンバープレート申込サービス

※直接・ファックス・郵送

長野県自動車標板協会松本支所（予約センター）

TEL：0263-58-3283

- ・ 南信州ナンバー導入後に同一ナンバー（図柄入り）への交換は交換申請により可能です。  
申請先は 長野県自動車標板協会松本支所 です。



## 1-2 注意事項(つづき)

- 二輪車についても四輪車と同様に南信州ナンバーが交付されますが、図柄入りナンバーの交付はありません。  
また、希望ナンバーの制度がないため、申請受付順にナンバーが交付されます。
- 手続きの代行を依頼する場合  
自動車販売店、自動車整備工場、行政書士にご相談ください。  
※代行手続きには手数料がかかります。  
詳しくは、依頼先にお問い合わせください。
- ご自分で手続きする場合  
手続きや申込に必要な書類等（車検証や印鑑、所有者の委任状など）について、詳しくは松本自動車検査登録事務所（平日のみ）  
にお問い合わせください。

# 各種登録申請(届出)時の手続きについて

## 2-1.南信州ナンバーが交付されるケース

### ①新規登録

#### 新車・中古車でナンバーがついていない自動車を登録する場合

例:南信州エリア内を「**使用の本拠の位置※**」とする新車の登録

※「使用の本拠の位置」とは、お車を維持管理する場所です。通常は住民票の住所となります。



南信州エリア

# 各種登録申請(届出)時の手続きについて

## 2-1.南信州ナンバーが交付されるケース(つづき)

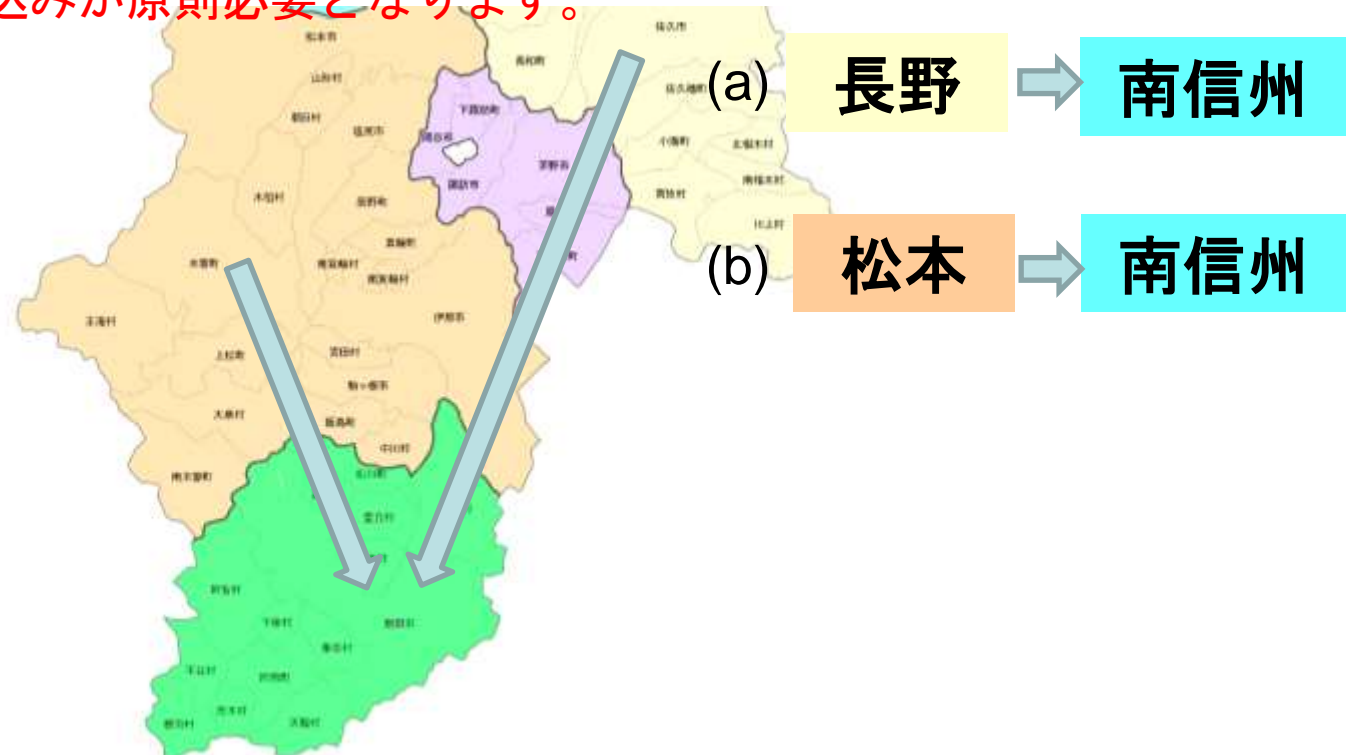
### ②管轄変更を伴う名義変更・住所変更登録

南信州エリア以外から南信州エリア内へ所有者の変更や住所・氏名等を変更する場合

例：佐久市から飯田市へ転居(a)

所有者A(木曾町)から所有者B(飯田市)に車を譲渡(b)

※ナンバーが変更になりますので、手続きの際に自動車の持ち込みが原則必要となります。



## 各種登録申請(届出)時の手続きについて

## 2-1.南信州ナンバーが交付されるケース(つづき)

## ③番号変更

現在、松本ナンバーがついている自動車のナンバーの変更を行う場合  
(図柄入りナンバーへの番号変更を含みます)

※現状の松本ナンバーと同じナンバーに変更することはできません。

**重要**

番号変更は、自動車の所有者申請です。リース会社等が所有者となっている場合は使用者の方だけでは申請ができません。

# 各種登録申請(届出)時の手続きについて

## 3-1. 松本ナンバーから南信州ナンバーへの変更を要しないケース

### ① 南信州エリア内での名義変更・住所変更登録

南信州エリア内で、所有者の変更や住所・氏名等を変更する場合

- 例：
- (a) 飯田市内で転居
  - (b) 所有者C（豊丘村）から所有者D（飯田市）に車を譲渡



(a),(b)とも **松本** のままでもOK

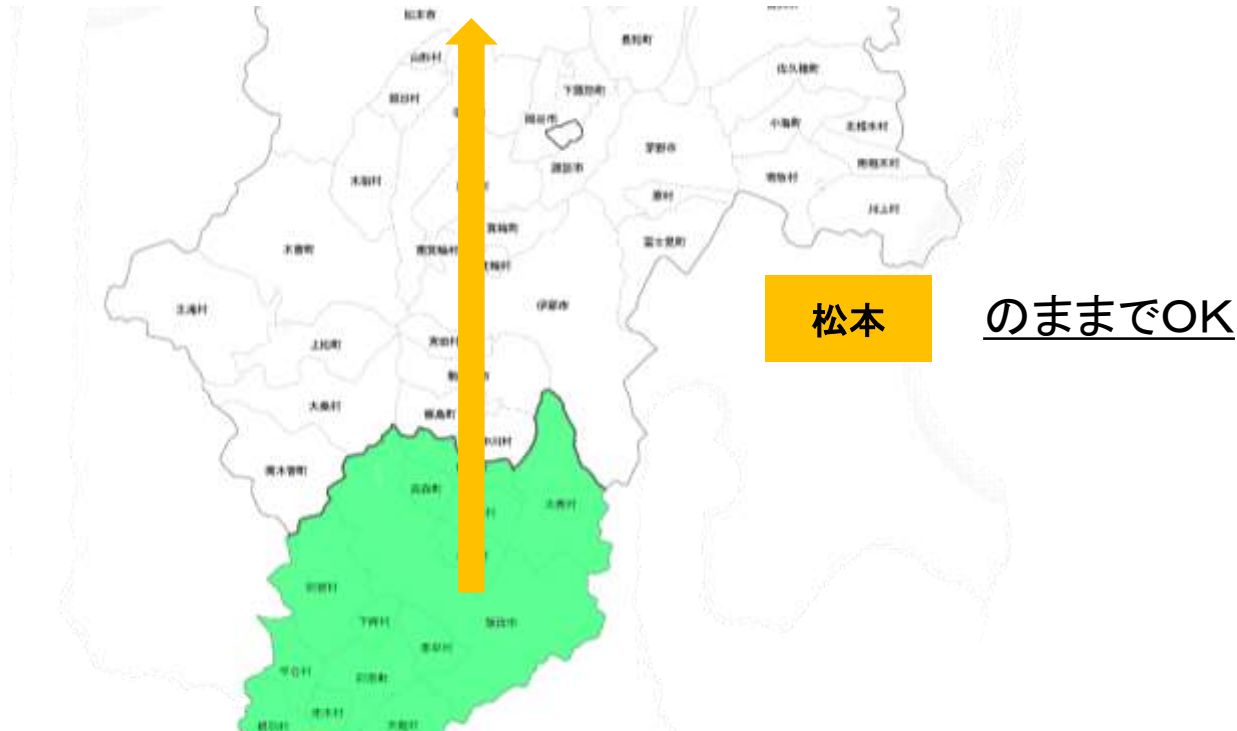


# 各種登録申請(届出)時の手続きについて

3-1. 松本ナンバーから南信州ナンバーへの変更を要しないケース

## ②南信州エリア内から他の松本ナンバー地域への 名義変更・住所変更登録

例: 飯田市から松本市へ転居



※ただし、長野ナンバー、諏訪ナンバー、安曇野ナンバー地域への転居の場合は各エリアのナンバーに変更する必要があります。

# 各種登録申請(届出)時の手続きについて

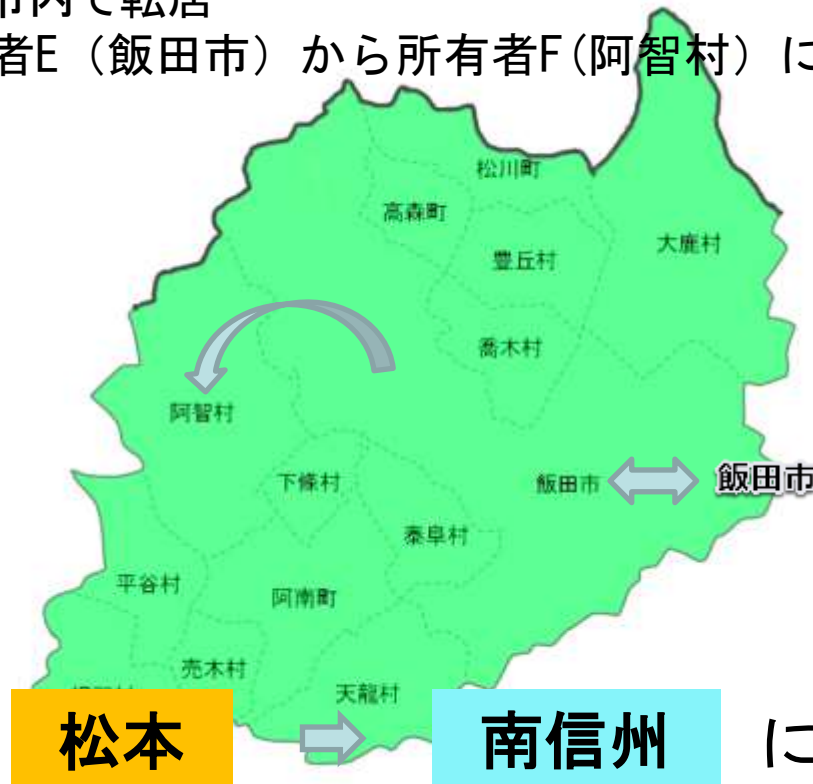
## 4-1. 松本ナンバーを南信州ナンバーに変更できるケース

### ①南信州エリア内での名義変更・住所変更登録

南信州エリア内で所有者の変更や住所・氏名等を変更があり、登録と同時に南信州ナンバーへ変更したい場合

例: (a)飯田市内で転居

(b)所有者E(飯田市)から所有者F(阿智村)に車を譲渡



## 各種登録申請(届出)時の手続きについて

## 5-2.その他注意事項(つづき)

- ・南信州エリア内にて『南信州ナンバー』の自動車を『松本ナンバー』に変更することはできません。

(「使用の本拠の位置」に変更がない場合)



この資料の問い合わせ先

国土交通省長野運輸支局

松本自動車検査登録事務所 登録担当

電話 050-5540-2043

※音声案内が始まりましたら 037 を押下してください。  
(オペレーターにつながります。)